

## 高額医療・高額介護合算制度のご案内

高額医療・高額介護合算制度とは、一年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。平成22年8月1日から平成23年7月31日の間に医療費と介護サービス利用料の両方の自己負担があり、その自己負担額を合計して、表の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

### 自己負担限度額

		69歳以下	70～74歳	後期高齢者医療制度加入者
現役並み所得者 (上位所得者)		126万円	67万円	67万円
一般		67万円	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	34万円	31万円	31万円
	区分Ⅰ		19万円	19万円

※同一世帯であっても、同じ医療保険に加入していない方の自己負担額を合算することはできません。

#### 申請手続き

○ 国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者

支給の対象となる方には、申請手続きのご案内を発送します。

※ただし、平成22年8月1日から平成23年7月31日までの間に、他市町村から転入された方がいる場合、加入者が亡くなられた場合などには、申請手続きのご案内を発送できない場合があります。支給対象者になると思われる方は、市役所市民生活課までお問い合わせください。

○ 他の健康保険制度（協会けんぽなど）加入者

ご加入先の医療保険に申請するため、介護サービス利用料の自己負担額証明書が必要となりますので、市役所高齢福祉課までお問い合わせください。

#### お問い合わせ・相談

- ・ 国保・後期高齢者医療制度加入者
- ・ 市役所市民生活課 国保係・年金係
- ☎ 63-5112
- ・ 他の健康保険制度加入者
- ・ 市役所高齢福祉課 介護保険係
- ☎ 63-3790

## 生活情報 さど

### 「あやしい」と思ったら、契約前に消費生活センターへ

#### 貴金属などの訪問買取サービスにご注意ください

消費者から、「不意に来訪した業者から貴金属などの買い取りを勧誘され、冷静に判断できないまま契約してしまつた」という相談が寄せられています。

不審なことは、契約をする前に消費生活センターへお問い合わせください。

#### アドバイス

・ 買い取ってもらつてもりがたいなら、毅然と断りましょう。訪問した業者に退去するように言つても自宅に居座つたり、物品を何か出せと強く迫るなど、怖い思いをしたときは警察を呼びましょう。

・ 相手がどのような業者なのか確認し、住所や電話番号を確認するのはもちろんのこと、古物商許可証等の提示を求め、内容を確認し書き留めてください。消費者からのこうした要請にきちんと対応しない業者とは、契約しないでください。

・ 買い取り条件などが明記された書面をもらいましょう。1グラムあたりいくらで引き取るかなどの買い取り価格の計算根拠や、買い取り条件を確認したうえで、それらのことを書面にしてもらい、控えを受け取ってください。

#### お問い合わせ

佐渡市立消費生活センター  
(佐和田行政サービスセンター内)  
☎ 57-8143  
(平日午前9時～午後4時)

見せた貴金属をあっという間に買い取られ、業者の名前も連絡先もわからない



認知症の高齢者の自宅で、業者が貴金属を探していた



しつこく要求され、怖くて断れなかった

